

福島県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、地震や火災発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、県に設置した基金により、社会福祉施設等の耐震化、スプリンクラー整備及び東日本大震災の被災地における「共生型福祉施設」の整備を行う市町村又は民間事業者（以下、「市町村等」という。）に対して、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助の対象、補助額及び実施期限)

第2条 補助金は、市町村等が別添「福島県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業」を行う場合に、当該事業に要する経費について、市町村等に交付するものとし、その額は、次により算出する。

なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、別紙1の5、別紙2の5及び別紙3の6に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 別紙1の5、別紙2の5及び別紙3の6に定める事業ごとに、算出した基準額の合計を選定する。

ウ 事業ごとに、アにより選定された額とイにより算出した額とを比較していずれか少ない方の額に別添の2に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。

ただし、共生型福祉施設整備事業については、アにより選定された額とイにより算出した額とを比較していずれか少ない方の額とする。

2 事業の実施期限は平成27年3月31日とする。ただし、同日までに施設整備に着手し、施設整備完了日が同日を超える場合には、施設整備が完了する月の末日とする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請額算出内訳書（第2号様式）
- (2) 事業計画書（第3号様式）
- (3) 歳入歳出予算書（見込書）抄本

(補助金交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、事業に要する経費の変更とし、補助金の20%以内の変更とする。

2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 市町村等が直接事業を行う場合

ア 事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

(ア) 市町村の場合

事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第13号様式による調書を作成し、これを事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(イ) 民間事業者の場合

事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

オ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上(民間事業者の場合は30万円以上)の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けず、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

カ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

キ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

ケ 市町村がアからクにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

コ 民間事業者の場合、上記アからケの条件に加え、以下の条件を遵守しなければならない。

(ア) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第14号様式により速やかに

知事に報告しなければならない。

なお、民間事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(イ) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(ウ) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。

(2) 民間事業者に対し市町村が助成することにより事業を行う場合

ア (1) のイ、ウ及びエに掲げる条件

イ 市町村が民間事業者に対して、この補助金を交付する場合には、次の（ア）から（サ）の条件を付さなければならない。

(ア) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

a 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

b 建物等の用途

c 利用定員

(イ) 事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

(ウ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。

(エ) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

(オ) 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

(カ) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(キ) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市町村長に報告しなければならない。

なお、民間事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

(ク) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(ケ) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(コ) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(サ) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村等が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

ウ イにより付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

エ 民間事業者から財産処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

オ 民間事業者がイにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(3) 事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(変更の承認の申請)

第5条 規則第6条第1項の規定に基づき、知事の承認を受けようとする場合は、第4号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、申請の内容を変更して追加交付の申請等を行う場合は、第3条に定める申請手続きに準じて、別に定める期日までに行うことができる。

(申請を取り下げることができる期日)

第6条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第7条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について、概算払の方法により補助金を交付することができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは第5号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 規則第11条の規定による事業の遂行状況の報告は、第6号様式により工事に着工した日から7日以内に、また、12月末日現在の工事進捗状況については、第7号様式により翌年1月末日までに知事に報告しなければならない。

2 市町村又は民間事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに、完了報告書(第8号様式)を提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、実績報告書(第9号様式)に、次に掲げる書類を添えて、事業完了の日(事業廃止について、知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日(補助金を全額概算払により交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月30日)のいずれか早い日までに行わなければならない。

(1) 精算額内訳書(第10号様式)

(2) 事業実績明細書(第11号様式)

(3) 歳入歳出決算書(見込書)抄本

(補助金の交付請求)

第10条 補助金の交付の決定の通知を受けた市町村等は、補助事業等が完了した場合は、第12号様式による請求書を速やかに知事に提出しなければならない。

(書類の経由)

第11条 市町村等が、規則及びこの要綱の定めるところにより知事に提出する書類は所管の保健福祉事務所の長(中核市にあっては福島県保健福祉部障がい福祉課長)を經由して提出しなければならない。

(提出部数)

第12条 規則及びこの要綱に基づき市町村等が知事に提出する書類の部数は、2部(中核市にあっては1部)とする。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月27日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年7月30日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成26年度分の補助金から適用する。

別添

福島県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業

1 補助金の対象事業は、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業とし、次の項目からなる。

項 目	事 業 内 容
耐震化等整備事業 (別紙1)	地震発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、耐震化整備を図る。
スプリンクラー 整備事業 (別紙2)	火災発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設等について、入所している方々の安全を確保するため、スプリンクラー整備を図る。
共生型福祉施設 整備事業 (別紙3)	東日本大震災の被災地において、福祉サービスの提供体制の再構築や地域コミュニティの再生・活性化を推進するため、「共生型福祉施設」の整備を図る。

2 補助率

ア 保護施設、障害関係施設（福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設（以下、「障害児施設」という。）を含む。）

区 分	補助率	備 考
中核市にある施設	1 / 2	中核市から 1 / 4 補助あり
中核市以外にある施設	3 / 4	

イ 児童関係施設

区 分	補助率		備 考
	公立	私立	
中核市にある施設	1 / 2	1 / 2	私立の場合、中核市から 1 / 4 補助あり
中核市以外にある施設	1 / 2	3 / 4	

ウ 共生型福祉施設

区 分	補助率
	定 額

(別紙1)

耐震化等整備事業

1 目的

地震発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設等の安全を確保するため、耐震化等整備を図ることを目的とする。

2 事業内容

施設入所者の安全・安心を確保し、地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を図るものである。

3 対象施設

区 分	設 置 者
救護施設、更生施設 (生活保護法第38条)	社会福祉法人又は日本赤十字社
障害者支援施設 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項)	地方税法第348条第2項第10号の4及び第10号の6の規定により固定資産税を課されないこととされている法人 (社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人等 (医療法人を除く。))
障害児入所施設 (児童福祉法第7条)	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人
助産施設 母子生活支援施設 児童養護施設 (児童福祉法第7条)	中核市・市町村、社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人

4 補助の要件

(1) 対象施設のうち、対象となる整備区分は次のとおりとする。

区 分	対象整備区分
救護施設、更生施設、 助産施設、母子生活支援施設、 児童養護施設	改築 増改築 大規模修繕 老朽民間社会福祉施設整備
障害者支援施設 障害児入所施設	改築 大規模修繕 老朽民間社会福祉施設整備

(2) 整備区分の定義は次のとおりとする。

整備区分	整備内容
改築	既存の施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。
増改築	耐震化改築整備に併せ、現在定員の増員を図ること。
大規模修繕	既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 ・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ・その他必要と認められる上記に準ずる工事
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」及び平成20年6月12日雇児発第612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」を準用し、改築整備（一部改築を含む。）をすること。

5 補助基準

(1) 次により算出した額

ア 改築、増改築、老朽民間社会福祉施設整備

1 種 目	2 基準額	3 対象経費
本体工事費	定員1人当たり基準単価×定員 1施設当たり基準単価	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものを含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	定員1人当たり基準単価×定員 1施設当たり基準単価	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

イ 大規模修繕

1 種 目	2 基準額	3 対象経費
本体工事費	次のいずれか低い方の価格を基準に知事が認めた額とする。 (1) 公的機関（県又は市町村の建築課等）の見積り (2) 工事請負業者の見積り	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする以下同じ。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

6 基準単価（事業費ベース）

(1) 保護施設（定員1人当たり基準単価）

本体工事費補助基準単価

（単位：千円）

施設の種類	単 価	備 考
救護施設	7, 819	
更生施設	7, 819	

（注）救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

解体撤去工事費補助基準単価

（単位：千円）

施設の種類	単 価	備 考
救護施設	380	
更生施設	380	

仮設施設整備工事費補助基準単価

（単位：千円）

施設の種類	単 価	備 考
救護施設	688	
更生施設	688	

積雪寒冷地域体育施設に係る補助基準単価

（単位：千円）

施設の種類	基準額	備 考
救護施設・更生施設	68, 800	

地域交流スペース基準単価（定額）

（単位：千円）

施設の種類	地域交流スペース	防災拠点型
救護施設・更生施設	27, 120	37, 390

(2) 障害関係施設 (1施設当たり基準単価)

(単位：千円)

事業（施設）の種類		利用定員	補助基準額 (事業費ベース)	
			標準	特別豪雪地 域
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体（日中活動部分）	40人以下	140,600	147,600
		41人～60人	234,000	245,700
		61人～80人	328,700	345,000
		81人～100人	423,400	444,500
		101人～120人	517,000	542,800
		121人～	611,600	642,100
	施設入所支援加算	40人以下	113,500	119,200
		41人～60人	189,400	198,800
		61人～80人	266,400	279,700
		81人～100人	342,200	359,200
		101人～120人	419,400	440,300
	就労・訓練事業等整備加算	—	54,000	56,700
		短期入所整備加算（入所のみ）	—	12,500
発達障害者支援センター整備加算	—	17,200	18,000	
	—	—	—	
障害児施設 (入所)	本体	40人以下	254,300	267,000
		41人～60人	423,400	444,500
		61人～80人	595,400	625,100
		81人～100人	765,900	804,100
		101人～120人	936,600	983,300
		121人～	1,107,000	1,162,300
	就労・訓練事業等整備加算	—	54,000	56,700
		短期入所整備加算（入所のみ）	—	12,500
発達障害者支援センター整備加算	—	17,200	18,000	
	—	—	—	
解体撤去工事費		—	16,400	17,200
仮設施設整備工事費		—	29,500	30,900

(注) 本体価格、各種加算、解体撤去費及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とすること。

(3) 児童関係施設（定員一人当たり単価）

ア 本体工事

下の単価に定員数を乗じて算出した額 (単位：千円)

施設の種類	単 価	備 考
助産施設	7, 260	
母子生活支援施設	18, 180	
児童養護施設	7, 490	

※ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て）

※ 母子生活支援施設については、「1人当たり」を「1世帯当たり」と読みかえる。

イ 解体撤去工事、仮設施設整備工事

下の単価に定員数を乗じて算出した額 (単位：千円)

施設の種類	解体撤去工事	仮設施設整備工事
助産施設	360	660
母子生活支援施設	760	1, 370
児童養護施設	320	580

※ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て）

※ 母子生活支援施設については、「1人当たり」を「1世帯当たり」と読みかえる。

7 その他

(1) 耐震改修又は耐震補強のための整備は、施設入所者の安全性を確保する観点から、建築後の経過年数、老朽度等を重視した整備に努めること。

(2) 財産処分の承認の取扱い

この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、「厚生労働省所管一般会計補助金に係る財産処分について」（平成20年4月17日社援発0417001号）による財産処分の承認手続き等が必要であるので、県と事前に相談すること。

(別紙2)

スプリンクラー整備事業

1 目的

火災発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設等について、入所している方々の安全を確保するため、スプリンクラー整備を図ることを目的とする。

2 事業内容

既存施設のうち、対象施設に対しスプリンクラー整備を図るものである。

3 対象施設

(1) 延べ面積1,000㎡未満の施設及び延べ面積1,000㎡以上の平屋建の施設

区 分	設 置 者
救護施設 (生活保護法第38条)	社会福祉法人又は日本赤十字社
障害者支援施設 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項)	地方税法第348条第2項第10号の4及び第10号の6の規定により固定資産税を課せられないこととしている法人 (社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人等 (医療法人を除く。))
短期入所事業所 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項)	地方税法第348条第2項第10号の4及び第10号の6の規定により固定資産税を課せられないこととしている法人 (社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人等)
障害児入所施設 (児童福祉法第7条)	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人

- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める「障害程度区分」4以上の者又はこれと同様の者が利用する施設

区 分	設 置 者
共同生活介護事業所（ケアホーム） （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第10項） 共同生活援助事業所（グループホーム） （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第16項）	社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人、NPO法人等（当該法人が当該事業に係る施設を賃貸して運営する場合を含む。）
福祉ホーム （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律障害者自立支援法第79条第2項）	地方税法第348条第2項第10号の4及び第10号の6の規定により固定資産税を課せられないこととしている法人 （社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人等）

4 補助要件

- (1) 消防法施行令及び同法施行規則に定める設備、設備基準及びこれらに準じた措置に基づいて設置すること。
- (2) スプリンクラー整備が設置困難で、その代替としての性格を有するパッケージ型自動消火設備が整備されている場合を除く。

5 補助基準（事業費ベース）

基準額	対象経費
1㎡当たり基準単価×県が認めた面積	スプリンクラー設備等に必要工事費又は工事請負費

6 基準単価（1㎡当たり）

- (1) 延べ面積1,000㎡未満の施設 18,000円
消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 1施設当たり3,000千円加算
- (2) 延べ面積1,000㎡以上の平屋建の施設 34,000円

7 その他

スプリンクラー整備が以下の理由により困難な場合は、パッケージ型自動消火設備を設置することを認め、同様の取り扱いとすること。

ア 水源やポンプ室等の設置が土地の制約上困難な場合

イ 建物の構造上配管工事が困難である場合

ウ スプリンクラー整備の設置工事により、入所者処遇等に相当な困難が生じることが認められる場合

エ その他上記以外にスプリンクラー設備の設置が相当困難と認められる場合

(別紙 3)

共生型福祉施設整備事業

1 目的

東日本大震災の被災地において、福祉サービスの提供体制の再構築や地域コミュニティの再生・活性化を推進するため、共生型福祉施設の整備を図ることを目的とする。

2 事業内容

東日本大震災による被災地において、高齢者、障害児者及び子ども等がともに利用できる、身近な地域に必要な福祉、コミュニティのための機能をコンパクトに1つの場所で担う共生型福祉施設の整備を図るものである。

3 対象施設

共生型福祉施設

4 整備区分

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること（既存建物を活用して新たに事業を実施するために必要な改修整備を含む。）。

5 設置主体

市町村、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人、NPO法人等

6 補助基準

1 種目	2 基準額（1施設当たり）	3 対象経費
<p>本体工事費</p>	<p>50,000千円（定額） ※施設整備費に併せて施設と一体的な設備を整備する場合は、当該設備整備費について5,000千円（定額）以内で加算できる。</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものを含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のための直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度とする。）。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託料、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>